

## 富山県令和5年6・7月豪雨災害義援金配分委員会設置要綱

### (設置)

第1条 令和5年6月28日及び7月12日からの豪雨災害による被災者に対し、県内外から寄せられた義援金を公平に配分するため、富山県地域防災計画に基づき、富山県令和5年6・7月豪雨災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

### (配分委員会の構成等)

第2条 配分委員会は、別表に掲げる者によって構成する。

- 2 会長は、配分委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (配分委員会の所掌事務)

第3条 配分委員会は、次の事項からなる義援金の配分計画について審議する。

- (1) 配分対象・基準
- (2) 配分時期
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項

### (配分委員会の招集)

第4条 会長は、必要の都度配分委員会を招集し、会長が議長となる。

- 2 配分委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 配分委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

### (配分委員会の事務局)

第5条 配分委員会の事務は富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和5年10月 日から施行し、義援金の配分の完了をもって廃止するものとする。

別 表

富山県令和5年6・7月豪雨災害義援金配分委員会名簿

委 員	区 分
富山県厚生部長	会長
日本赤十字富山県支部事務局長	副会長
社会福祉法人富山県共同募金会常務理事	
日本放送協会富山放送局長	
富山市副市長	
高岡市副市長	
射水市副市長	
砺波市副市長	
小矢部市副市長	
南砺市副市長	
上市町副町長	
立山町副町長	